

| 番号 | 4 | ページ | 79 | 担当部署 | 障害者福祉課 |
|-----------|--|---|--|------|----------------|
| 事業名 | 意思疎通支援事業(地域生活支援事業) | | | | 資料2・修正版 |
| 事業内容 | ・聴覚障害又は言語障害のある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・市の主管課窓口に定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害又は言語障害のある人の地域生活を支援します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| Plan(計画) | 手話通訳者・要約筆記者の派遣 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置 (毎週金曜日 午前10時～午後4時) | 同左 | 同左 | | |
| Do(実行) | 実利用者数:52人、派遣人数:580人 相談件数:226件 | 実利用者数:52人、派遣人数:667人 相談件数:176件 | 実利用者数:57人、派遣人数:680人 相談件数:173件 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 派遣人数と相談件数はともに増加しているが、それに伴い予算の圧迫が起きている。委託契約や単価については、近隣自治体の水準を調査したうえで事業のあり方を検討したい。 | 派遣人数が増加しており、それに伴い予算の圧迫が起きている。委託契約や単価については、近隣自治体の水準を調査したうえで事業のあり方を検討したい。 | 利用者は年々増加している。引き続き、制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努める。昨年と比べ、利用者が減少している。ニーズややり方など、検討していけるとよい。 | | |
| 備考 | | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | | |
| Plan(計画) | 手話通訳者・要約筆記者の派遣 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置 (毎週金曜日 午前10時～午後4時) | 同左 | 同左 | | |
| Do(実行) | 実利用者数:51人、派遣人数:741人 相談件数:469203件 | 実利用者数:60人、派遣人数:710人 相談件数:439153件 | 実利用者数:4443人、派遣人数:487人 相談件数:205件 | | |
| Check(評価) | —○ | | | | |
| Act(改善) | 派遣人数が年々増加している。制度の普及を促進しながら近隣自治体の水準を調査したうえで事業のあり方を検討したい。 | 利用者数が増加していることから、引き続き制度の普及を促進しつつ、事業のあり方について検討を進める。相談件数は減少傾向にある。ニーズややり方など、検討していけるとよい。 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、派遣件数が減少したことから、コロナ禍においても継続して派遣できる体制を関係機関と連携しながら構築する。 新型コロナウイルス関連の相談件数が大幅に増加したことから、今後も利用者が相談しやすい体制を目指しながら、継続する。 | | |
| 備考 | 依頼があった場合は派遣事業は実施している。 | | | | |

| 番号 | 6 | ページ | 79 | 担当部署 | 障害者福祉課 |
|-----------|--|---|--|------|--------|
| 事業名 | 点字講習会(地域生活支援事業) | | | | |
| 事業内容 | ・市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。 ・中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| Plan(計画) | 点訳ボランティアを養成するための点字講習会(初級・中級)の開催 中途視覚障害者対象の点字講習会の開催 | 同左 | 同左 | | |
| Do(実行) | 受講者数・修了者数:24人・16人 *初級(20回/年) 受講者17名 修了者11名 *中級(22回/年) 受講者7名 修了者5名 受講者数・修了者数:2人・2人 *視覚障害者対象(20回/年) 受講者2名 修了者2名 | 受講者数・修了者数:22人・18人 *初級(20回/年) 受講者9名 修了者7名 *中級(22回/年) 受講者10名 修了者8名 受講者数・修了者数:3人・3人 *視覚障害者対象(20回/年) 受講者3名 修了者3名 | 受講者数・修了者数:16人・13人 *初級(20回/年) 受講者9名 修了者6名 *中級(22回/年) 受講者7名 修了者7名 受講者数・修了者数:1人・1人 *視覚障害者対象(20回/年) 受講者1名 修了者1名 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 講習会の修了者が地域の点訳奉仕者に移行できるよう支援を充実させる。 | 引き続き、講習会の修了者が地域の点訳奉仕者に移行できるよう支援を充実させる。 | 引き続き、講習会の修了者が地域の点訳奉仕者に移行できるよう支援を充実させる。 また、新規受講者への周知方法を工夫する。 | | |
| 備考 | | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | | |
| Plan(計画) | 点訳ボランティアを養成するための点字講習会(初級・中級)の開催 中途視覚障害者対象の点字講習会の開催 | 点訳ボランティアを養成するための点字講習会(初級・中級)の開催 中途視覚障害者対象の点字講習会の開催 | 同左 | | |
| Do(実行) | 受講者数・修了者数:13人・13人 *初級(20回/年) 受講者9名 修了者9名 *中級(22回/年) 受講者4名 修了者4名 受講者数・修了者数:3人・3人 *視覚障害者対象(20回/年) 受講者3名 修了者3名 | 受講者数・修了者数:17人・16人 *初級(20回/年) 受講者9名 修了者9名 *中級(22回/年) 受講者8名 修了者7名 受講者数・修了者数:3人・3人 *視覚障害者対象(20回/年) 受講者3名 修了者3名 | 受講者数・修了者数:7人・0人 *初級(20回/年) 受講者7名 修了者0名 *中級(22回/年) 中止 受講者数・修了者数:0人・0人 *視覚障害者対象(20回/年) 中止 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 引き続き、講習会の修了者が地域の点訳奉仕者に移行できるよう支援を充実させる。 また、新規受講者への周知方法を工夫する。 | 新規受講者への周知方法を工夫し、地域の点訳奉仕者の増加、支援方法の充実を図る。 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、例年開講している講習会の大半が中止となり、事業本来の目的を達成することができなかったことから、コロナ禍における講習会の受講形態の在り方を今後担当講師と検討する。 | | |
| 備考 | | | | | |

| 番号 | 7 | ページ | 79 | 担当部署 | 地域福祉推進課、障害者福祉課 |
|-----------|--|--|--|------|----------------|
| 事業名 | 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進 | | | | |
| 事業内容 | ・事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| Plan(計画) | 東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し受審費用の全部または一部を助成する。 市立心身障害者福祉センターでの実施事業について、第三者機関による評価を受けることでサービスの向上を図る 障害分野において第三者評価を受審した民間の日中活動系事業所に対し、補助金を交付する | 同左 | 東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し受審費用の全部または一部を助成する。 東京都の方針に準拠し、新規対象サービスとして、宿泊型自立訓練及び共同生活援助の2サービスを補助率1/2の対象とする。 市立心身障害者福祉センターでの実施事業について、第三者機関による評価を受けることでサービスの向上を図る。 障害分野において第三者評価を受審した民間の日中活動系事業所に対し、補助金を交付する。 | | |
| Do(実行) | ・市立心身障害者福祉センターにおいて生活介護事業の第三者評価を受審 ・受審施設数 12か所 | ・市立心身障害者福祉センターにおいて生活介護事業の第三者評価を受審 ・受審施設数 10か所 | ・市立心身障害者福祉センターにおいて児童発達支援事業と機能訓練事業の第三者評価を受審 ・受審施設数 12か所 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 引き続き東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努めるとともに利用者がサービスの選択をする際の目安となる情報提供に効果があった。 | 引き続き東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努める。 | 引き続き東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努める。 | | |
| 備考 | | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | | |
| Plan(計画) | 東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し受審費用の全部または一部を助成する。 市立心身障害者福祉センターでの実施事業について、第三者機関による評価を受けることでサービスの向上を図る。 障害分野において第三者評価を受審した民間の日中活動系事業所に対し、補助金を交付する。 | 東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し受審費用の全部または一部を助成する。また、東京都の方針に準拠し、新たに児童発達支援事業を対象サービスに追加し、補助率は1/2とする。 市立心身障害者福祉センターでの実施事業について、第三者機関による評価を受けることでサービスの向上を図る。 障害分野において第三者評価を受審した民間の日中活動系事業所に対し、補助金を交付する。 | 東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し受審費用の全部または一部を助成する。 市立心身障害者福祉センターでの実施事業について、第三者機関による評価を受けることでサービスの向上を図る。 障害分野において第三者評価を受審した民間の日中活動系事業所に対し、補助金を交付する。 | | |
| Do(実行) | ・受審費用の補助実績 (民設民営) 障害者サービス 1件 市立心身障害者福祉センターにおいて生活介護事業の第三者評価を受審 ・受審施設数 10か所 | 受審費用の補助実績 (民設民営) 障害者サービス 4件 市立心身障害者福祉センターにおいて機能訓練事業の第三者評価を受審 受審施設数 10か所 | 受審費用の補助実績 (民設民営) 障害者サービス 1件 市立心身障害者福祉センターにおいて児童発達支援事業の第三者評価を受審 受審施設数 12か所 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 引き続き、東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努める。 | 引き続き、東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努める。 | 引き続き、東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及を促進しサービスの質の確保に努める。 | | |
| 備考 | | | | | |

| 番号 | 10 | ページ | 80 | 担当部署 | 障害者福祉課 |
|-----------|--|-----|--|------|---|
| 事業名 | 相談支援専門員の育成・確保 | | | | |
| 事業内容 | ・障害のある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| Plan(計画) | 相談支援専門員育成研修の実施 府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会の実施(9・99重複) | | 同左 | | 同左 |
| Do(実行) | 前年に引き続き「み～な」「あけぼの」「プラザ」に対し、国や都からの情報提供を積極的に行い、相談支援従事者のスキルアップに努めた。計画相談連絡会を毎月実施し、情報の共有を図った。 実施回数:12回 参加人数:252人 | | 前年に引き続き「み～な」「あけぼの」「プラザ」、加えて今年度から「ふらっと」に対し、国や都からの情報提供を行い、相談支援従事者のスキルアップに努めた。計画相談連絡会を毎月実施し、情報の共有を図った。 実施回数:12回 参加人数:200人 | | 前年に引き続き「み～な」「あけぼの」「プラザ」、加えて昨年度から「ふらっと」に対し、国や都からの情報提供を行い、相談支援従事者のスキルアップに努めた。計画相談連絡会を毎月実施し、情報の共有を図った。 実施回数:12回 参加人数:185人 |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップと人材確保をすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 | | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップと人材確保をすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 | | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップと人材確保をすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 |
| 備考 | | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | | 平成31年度 | | 令和2年度 |
| Plan(計画) | 相談支援専門員育成研修の実施 府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会の実施(9・99重複)。新規事業所向けの説明会を実施し、サービス等利用計画を作成する事業所の拡大を図る。 | | 相談支援専門員育成研修の実施 府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会の実施により、相談支援専門員のスキルアップを図る(9・99重複)。 新規事業所向けの説明会を実施し、サービス等利用計画を作成する事業所の拡大を図る。 | | 相談支援専門員育成研修の実施 府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会の実施により、相談支援専門員のスキルアップを図る(9・99重複)。 新規事業所向けの説明会を実施し、サービス等利用計画を作成する事業所の拡大を図る。 主任相談支援専門員の役割の検討 |
| Do(実行) | 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会において、講師による研修を実施した。 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会を毎月実施した。当連絡会において、地域生活支援センター4か所を中心に事業所間で課題の共有を目的としたグループワーク等を行うことにより、相談支援専門員の技術の向上を図った。 実施回数:12回 参加人数:218人 ・居宅介護支援事業所向けに、計画相談支援導入を目的とした説明会を開催し、計画相談支援事業所の拡大を目指した。 | | 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会において、講師による研修を実施した。 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会を毎月実施した。当連絡会において、地域生活支援センター4か所を中心に事業所間で課題の共有を目的としたグループワーク等を行うことにより、相談支援専門員の技術の向上を図った。 実施回数:12回 参加人数:186人 ・居宅介護支援事業所向けに、計画相談支援導入を目的とした説明会を開催し、計画相談支援事業所の拡大を目指した。 | | 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会において、講師による研修を実施した。 特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会を実施した。当連絡会において、地域生活支援センター4か所を中心に事業所間で課題の共有を目的としたグループワーク等を行うことにより、相談支援専門員の技術の向上を図った。 実施回数:7回 参加人数:100人 新規事業所向けの説明会は未開催となったが、相談支援専門員主任研修や演習指導者養成研修等への受講推薦を行った。 主任相談支援専門員に対して、東京都相談支援従事者初任者研修受講者10名の地域実習への対応を依頼した。 |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップをすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 | | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップをすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 | | 取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。事業所に情報提供を積極的に行うことで、相談支援従事者のスキルアップをすることができた。 事業者主体で連絡会を実施し、また、市の支援が必要な部分については連携して実施する。 計画相談支援事業所の拡大が推進できるよう、新規事業所向けの説明会等の開催を検討する。 引き続き、相談支援従事者研修における地域実習の対応について協力を依頼するとともに、特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会等での役割を検討する。 |
| 備考 | | | | | |

| 番号 | 37 | ページ | 86 | 担当部署 | 障害者福祉課 |
|-----------|---|-----|---|------|--|
| 事業名 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援(自立支援給付) | | | | |
| 事業内容 | ・身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| Plan(計画) | 身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを給付する。 | | 同左 | | 同左 |
| Do(実行) | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:471人・83,673.75時間 重度訪問介護:69人・360,625.5時間 同行援護:60人・9,747.5時間 行動援護:13人・2,863.5時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし | | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:502人・82,101.25時間 重度訪問介護:74人・373,721時間 同行援護:63人・10,124.5時間 行動援護:12人・2,649時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし | | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:468人・78,659.75時間 重度訪問介護:71人・408,374時間 同行援護:64人・9,992時間 行動援護:12人・2,764時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 概ね計画通りに実施できた。サービスの利用者は年々増加傾向にあり、今後も需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 | | 概ね計画通りに実施できた。サービスの利用者は年々増加傾向にあり、今後も需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 | | 概ね計画通りに実施できた。今後も一定の需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 |
| 備考 | | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | | 平成31年度 | | 令和2年度 |
| Plan(計画) | 身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを給付する。 | | 同左 | | 同左 |
| Do(実行) | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:486人・80,303.25時間 重度訪問介護:68人・371,098時間 同行援護:63人・9,358時間 行動援護:13人・2,893.5時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし | | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:483人・82,668.25時間 重度訪問介護:68人・370,870.5時間 同行援護:68人・9,656.5時間 行動援護:12人・2,594時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし | | 実利用者数・利用時間数 居宅介護:485人・82,654.5時間 重度訪問介護:70人・373,743時間 同行援護:66人・7,233.5時間 行動援護:10人・2,507.5時間 重度障害者等包括支援:支給決定なし |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 概ね計画通りに実施できた。今後も一定の需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 | | 概ね計画通りに実施できた。今後も一定の需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 | | 概ね計画通りに実施できた。今後も一定の需要が見込まれるため、安定したサービス提供に努める。 |
| 備考 | | | | | <u>一部サービスが不足しているという意見有。</u> |

医療費助成の充実の要請

| 番号 | 75 | ページ | 92 | 担当部署 | 障害者福祉課 |
|-----------|--|-----|--|------|--|
| 事業名 | 自立支援医療・医療費助成の充実 | | | | |
| 事業内容 | ・十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| Plan(計画) | 事業内容のとおり | | 同左 | | 同左 |
| Do(実行) | 東京都市障害担当課長会を通して要望した。 | | 東京都市障害担当課長会を通して要望した。 | | 東京都市障害担当課長会を通して要望していない。 |
| Check(評価) | | | | | × |
| Act(改善) | 引き続き、要望していく。 | | 引き続き、要望していく。 | | 要望内容を対象範囲の確定を待って検討していく。 |
| 備考 | | | | | 東京都心身障害者医療費助成制度対象者拡大の流れがあるため、今回の要望は見送った。 |
| 年度 | 平成30年度 | | 平成31年度 | | 令和2年度 |
| Plan(計画) | 事業内容のとおり | | 同左 | | 同左 |
| Do(実行) | 東京都市障害担当課長会を通して要望していない。 | | 東京都市障害担当課長会を通して要望していない。 | | 東京都市障害担当課長会を通して要望していない。 |
| Check(評価) | ×○ | | ×○ | | ×○ |
| Act(改善) | 精神障害者に対する拡大があったため、今後の要望内容について検討を行っていく。 | | 精神障害者に対する拡大があったため、今後の要望内容について検討を行っていく。 | | 今後の要望内容について検討を行っていく。 |
| 備考 | 東京都心身障害者医療費助成制度対象者拡大の範囲が未確定であり、課長会の要望提出時期を過ぎていたため要望を見送った。はしていない。 | | 東京都心身障害者医療費助成制度対象者の範囲の拡大があったため、要望を見送った。はしていない。 | | |

| 番号 | 86 | ページ | 93 | 担当部署 | 保険年金課、障害者福祉課 |
|-----------|---|--|--|------|--------------|
| 事業名 | 年金や手当などの充実 | | | | |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います。 ・ 障害のある人に手当を支給するとともに、精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。 ・ 難病のある人への手当を支給するとともに、支給対象について検討します。 | | | | |
| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| Plan(計画) | 年金制度に関する情報提供 手当の支給 手当支給対象の検討 | 同左 | 同左 | | |
| Do(実行) | 法定受託事務及び相談業務を適切に実施した。 東京都障害担当課長会を通して要望した。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病 (平成27年7月における314疾病)に罹患し、かつ医療 券の交付を受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...1,041人 延べ人数...12,832 人 | 法定受託事務及び相談業務を適切に実施した。 東京都障害担当課長会を通して要望した。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病(平成27 年7月における314疾病)に罹患し、かつ医療券の交付を 受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...1,139人 延べ人数...12,996人 | 支援者の年金受給資格有無の判定や給付等 に必要な手続が適切に行なえているかについて、 障害基礎年金事務を所管する保険年金課に繋い で連携した。 東京都障害担当課長会を通して要望してい ない。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病 (平成29年4月における318疾病)に罹患し、かつ 医療券の交付を受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...992人 延べ人数...13,300人 | | |
| Check(評価) | | | | | |
| Act(改善) | 引き続き、事業を実施する。 | 引き続き、事業を実施する。 | 引き続き、事業を実施していくとともに、手当の支 給に関しては、東京都障害担当課長会を通して 要望していく。 | | |
| 備考 | 指定疾病者福祉手当については、疾病数の増加 (82疾病から314疾病)による対象者の増加を見込 み平成27年7月から月額を8,500円から5,500円に 変更 | | | | |
| 年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | | |
| Plan(計画) | 年金制度に関する情報提供 手当の支給 手当支給対象の検討 | 同左 | 同左 | | |
| Do(実行) | 法定受託事務及び相談業務を適切に実施した。 東京都障害担当課長会を通して要望していな い。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病 (平成30年4月における341疾病)に罹患し、かつ医 療券の交付を受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...995人 延べ人数...11,856人 | 法定受託事務及び相談業務を適切に実施した。 東京都障害担当課長会を通して要望していな い。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病 (平成31年4月における343疾病)に罹患し、かつ医療券 の交付を受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...1037人 延べ人数...11,851人 | 法定受託事務及び相談業務を適切に実施し た。 東京都障害担当課長会を通して要望してい ない。 指定疾病者福祉手当： 対象者 東京都難病医療費等助成対象疾病 (令和2年4月における343疾病)に罹患し、かつ医 療券の交付を受けている方 月額 5,500円 対象人数 実人数...1,142人 延べ人数...12,679 人 | | |
| Check(評価) | —○ | —○ | —○ | | |
| Act(改善) | 引き続き、事業を実施していくとともに、手当の支 給に関しては、平成31年以降に関しては、要望内 容を検討して要望していく。 | 引き続き、事業を実施していくとともに、手当の支給に関 しては、令和2年以降に関しては、要望内容を検討して要 望していく。 | 引き続き、事業を実施する。 | | |
| 備考 | 医療費助成の拡大範囲が未確定のため、東京都 市障害担当課長会への要望提出時期を過ぎてい ため | | | | |